議案第五十五号

杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十一年九月十日

提出者　杉並区長　山　田　宏

杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第一条　杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「杉並区行政委員会」の下に「（以下「委員会」という。）」を、「含む。」の下に「第三条第一項第二号及び別表を除き、」を加える。

第三条を次のように改める。

（報酬の支給方法）

第三条　報酬は、日額をもつて定められた報酬（以下「日額報酬」という。）及び月額をもつて定められた報酬（以下「月額報酬」という。）を受ける者に対し、それぞれ次の方法によつて支給する。

一　日額報酬は、その者が会議への出席その他職務に従事した当日分を支給する。

二　月額報酬は、その者が、委員長、委員長職務代理者、会長、会長職務代理者又は委員（以下「委員長等」という。）の職に就いたときはその日から、任期満了、辞職、失職、解職等によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで支給する。

2　月額報酬を受ける委員長等が月の中途においてその職に就いたとき又はその職を離れたときのその月分の報酬は、その月の現日数を基礎として日割りにより支給する。この場合において、当該委員長等がその職に就いた日又はその職を離れた日にその属する委員会の他の職を有するときのその日の報酬は、その多い方の額による。

第四条中「日額及び月額の報酬」を「日額報酬及び月額報酬」に改め、同条ただし書中「退職・失職又は死亡した」を「その職を離れた」に改め、同条第一号中「日額をもつて定められた報酬」を「日額報酬」に改め、同条第二号中「月額をもつて定められた報酬」を「月額報酬」に改める。

別表中「第二条」を「第一条、第二条」に改める。

第二条　杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「構成員（」の下に「第三条第三項を除き、」を加える。

第三条第二項中「退職、失職若しくは死亡したとき、又は前項」を「その職を離れたとき、又は同項」に、「よりがたい」を「より難い」に、「そのつど」を「その都度」に改め、同条に次の一項を加える。

３　前二項に定めるもののほか、月額をもつて定められた報酬の支給方法は、杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年杉並区条例第二十一号）の適用を受ける委員の例による。

附　則

この条例は、平成二十一年十一月一日から施行する。

（提案理由）

月の中途において就職し、又は離職した場合の月額報酬の支給方法を改める必要がある。

資　　料

杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例及び杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第一条による改正（杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
（通則） 第一条　杉並区行政委員会（以下「委員会」という。）の委員（杉並区選挙管理委員補充員を含む。第三条第一項第二号及び別表を除き、以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。	（通則） 第一条　杉並区行政委員会の委員（杉並区選挙管理委員補充員を含む。以下「委員」という。）の報酬及び費用弁償は、この条例の定めるところによる。
（報酬の支給方法） 第三条　報酬は、日額をもつて定められた報酬（以下「日額報酬」という。）及び月額をもつて定められた報酬（以下「月額報酬」という。）を受ける者に対し、それぞれ次の方法によつて支給する。	（報酬の支給方法） 第三条　報酬は、日額及び月額の報酬を受ける者に対し、それぞれ次の方法によつて支給する。 一　日額をもつて定められた報酬は、その者が会議への出席その他職務に従事した

一　日額報酬は、その者が会議への出席その他職務に従事した当日分を支給する。

二　月額報酬は、その者が、委員長、委員長職務代理者、会長、会長職務代理者又は委員（以下「委員長等」という。）の職に就いたときはその日から、任期満了、辞職、失職、解職等によりその職を離れたときはその日まで、死亡したときはその日の属する月の末日まで支給する。

2　月額報酬を受ける委員長等が月の中途においてその職に就いたとき又はその職を離れたときのその月分の報酬は、その月の現日数を基礎として日割りにより支給する。この場合において、当該委員長等がその職に就いた日又はその職を離れた日にその属する委員会の他の職を有するときのその日の報酬は、その多い方の額による。

当日分を支給する。

二　月額をもつて定められた報酬は、その者が委員長又は委員の職についた当月分から、任期満了・辞職・失職・解職・死亡等により、その職を離れた当月分までを支給する。

2　月額報酬を受ける委員長及び委員が、委員の職を離れた後、その月に再び委員に就職した場合の当月分の報酬は、前項第二号の規定にかかわらず、離職のときの職にしたがい、第二条の定める額の一月分を支給する。ただし、再就職した委員がその月に委員長の職に選挙された場合の当月分の報酬は、委員長の報酬による。

3　前項の委員であつて、委員長の職にある者が辞職等により、委員長の職を離れた後、その月に再び委員長に選挙された場合の当月分の報酬は、第一項第二号の規定にかかわらず、委員長としての報酬一カ月分

第二条による改正（杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

新　条　例	旧　条　例
（報酬の支給期日） 第四条　報酬は、日額報酬及び月額報酬を受ける者に対し、それぞれ次に定める期日に支給する。ただし、委員がその職を離れたときは、その期日前においてもこれを支給することができる。 一　日額報酬　は、月の初日からその月の末日までの間における会議への出席その他委員の職務に従事した日数により計算したその月分の総額を、翌月十日までに支給する。 二　月額報酬　は、毎月分を、その月の二十五日から末日までに支給する。	を支給する。 （報酬の支給期日） 第四条　報酬は、日額及び月額の報酬　を受ける者に対し、それぞれ次に定める期日に支給する。ただし、委員が退職・失職又は死亡したときは、その期日前においてもこれを支給することができる。 一　日額をもつて定められた報酬は、月の初日からその月の末日までの間における会議への出席その他委員の職務に従事した日数により計算したその月分の総額を、翌月十日までに支給する。 二　月額をもつて定められた報酬は、毎月分を、その月の二十五日から末日までに支給する。

（通則）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項に基づき設置した執行機関の附属機関の構成員（第三条第三項を除き、以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（報酬の支給方法）

第三条　略

2　前項の規定にかかわらず、委員がその職を離れたとき、又は同項の規定により難い特別の事情があると任命権者が認めたときは、その都度支給することができる。

3　前二項に定めるもののほか、月額をもつて定められた報酬の支給方法は、杉並区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関す

（通則）

第一条　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百三十八条の四第三項に基づき設置した執行機関の附属機関の構成員（以下「委員」という。）に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

（報酬の支給方法）

第三条　略

2　前項の規定にかかわらず、委員が退職、失職若しくは死亡したとき、又は前項の規定によりがたい特別の事情があると任命権者が認めたときは、そのつど支給することができる。

資　　料

る条例（昭和三十一年杉並区条例第二十一号）の適用を受ける委員の例による。